

京都市食の安全安心推進審議会

第4期京都市食の安全安心推進計画策定に係る第1回部会 次第

1 日 時 令和7年7月30日（水）午前9時30分～午前11時

2 場 所 京都市役所 北庁舎5階 保健福祉局・子ども若者はぐくみ局共用会議室

3 次 第

(1) 開 会

(2) 京都市挨拶

(3) 議 題

第4期推進計画策定の方向性について

第4期推進計画の個別施策及び指標の設定について

(4) 閉 会

京都市食の安全安心推進審議会

第4期京都市食の安全安心推進計画策定に係る第1回部会 出席者名簿

氏 名	区 分	所属団体名等
○岡田 博史	学識経験者	京都府立医科大学大学院医学研究科 内分泌・代謝内科 助教
下田 唯	消費者	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都 理事
◎谷 史人	学識経験者	京都大学大学院農学研究科 教授
山本 芳華	学識経験者	滋賀県立大学 環境科学部 客員教授
横山 長尚	特定食品等事業者	一般社団法人京都市食品衛生協会 副会長

◎部会長、○副部会長

50音順 敬称略

**「第4期京都市食の安全安心推進計画」
第1回 策定部会**

計画策定の主なスケジュール

時期	審議会等	内容
6 月	第 4 1 回審議会 (諮問)	○第 4 期期計画の策定について審議会に諮問 ○部会の設置
7 月	第 1 回部会 (7 月 3 0 日)	○計画策定の方向性 ┌・方針 └・計画の体系、基本施策 ○個別施策及び指標の検討
8 月	第 2 回部会	個別施策の具体的な内容の検討
9 月	第 3 回部会	○第 4 期計画（案）の審議
1 0 月	第 4 2 回審議会 (中間報告)	○第 4 期計画（案）の報告・審議
1 1 月	パブリックコメントの実施（1 月間）	
1 2 月	第 4 3 回審議会 (答申案)	○パブリックコメントを踏まえた第 4 期計画（案）の審議
1 月	答申	○審議会から市長に答申
令和 8 年 3 月	第 4 期計画の策定、公表	

1 計画策定の方向性

計画の位置付け及び経過

○食の安全安心条例に基づき策定

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例

第9条

市長は、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「食の安全安心推進計画」という。）を定めなければならない。

2 食の安全安心推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する目標
- (2) 食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する取組
- (3) その他食の安全安心施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

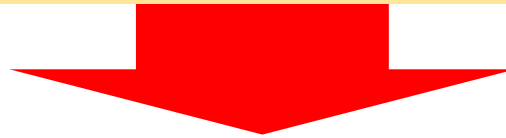
○これまでの計画

計画期間	目指す姿	計画の特色
第1期：H23年～H27年	京の食 築く安全 つなぐ安心	・監視指導による安全性の確保 ・京・食の安全衛生管理認証制度の普及
第2期：H28年～R2年	食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち	・京・食の安全衛生管理認証制度の活用によるHACCPの推進 ・参加型リスクコミュニケーションの充実
第3期：R3年～R7年		・HACCP制度化による定着の推進 ・情報収集手段の多様化を踏まえたリスクコミュニケーションの推進

計画策定の方向性（方針）

本市の方針

- 市民が主人公となる開かれた市政推進のため、各計画は市民に分かりやすく伝え、説明責任を果たすためのものであることから、計画の理念やビジョンを明確にし、分かりやすさの向上に努める。
- 食の安全安心を揺るがす食中毒事件の発生防止対策及び食を取り巻く環境や社会情勢の変化に伴う課題へ対応する。



第4期推進計画は・・・

- ★分かりやすさを重視し、**計画構成を明確**にする
- ★食を取り巻く**社会情勢の変化**に対応する

計画策定の方向性（体系）

【京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（前文）】一部抜粋
食品等の安全性を確保し、安心して食生活を営むことのできる環境を整備することが、市民の健康を維持していくために不可欠である。（中略）本市は、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者と協同し、食品等の安全性及び安心な食生活の確保に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

目指す姿

食の安全性が確保され、
安心して食生活を営むことが
できる京のまち

施策の柱

柱1
食の安全性
の確保
柱2
安心できる
食生活の実現

基本施策

基本施策1

「自主衛生管理の推進」
⇒ HACCP推進、多様化する食品提供への柔軟な取組

基本施策2

「生産から消費に至るまでの安全対策」
⇒ 食中毒対策、監視指導（収去検査含む）

基本施策3

「緊急時を想定した対策」
⇒ 健康危機管理体制の整備、関係機関との連携

基本施策4

「食の安全性に関する情報発信」
⇒ 様々な媒体を活用した情報発信

基本施策5

「リスクコミュニケーションの推進」
⇒ 目的や対象に応じた効果的なリスクコミ

- 「目指す姿」
- 「施策の柱」
- 「基本施策」

第3期推進計画
から引き継ぐ

【食を取り巻く社会情勢の変化】

【ライフスタイル・食生活の変化】
テイクアウト、デリバリーの増加
ネット通販など広域流通食品の増加
【食のグローバル化の推進】
輸入食品の増加、食品の輸出の拡大

【デジタル化の加速】
情報発信方法・収集方法の変化

【食品ロス削減への関心の高まり】
衛生面に配慮した食べ残しの持ち帰り推奨
【インバウンド等の増加】
海外からの観光客・従事者の増加

2 個別施策及び指標の設定

個別施策及び指標の設定方法

●個別施策

第3期推進計画の施策から

- ・ 関係部局等の施策と区別し、保健福祉局の施策を**明確化**
- ・ 食を取り巻く**社会情勢の変化に対応する**新たな施策の追加

●指標

第4期推進計画の進捗状況を把握するために、必要な指標及び目標値を検討する

個別施策及び指標の設定方法

●個別施策

第3期推進計画の施策から

- ・ 関係部局等の施策と区別し、保健福祉局の施策を**明確化**
- ・ 食を取り巻く**社会情勢の変化に対応する**新たな施策の追加

●指標

第4期推進計画の進捗状況を把握するために、必要な指標及び目標値を検討する

保健福祉局単独施策と連携施策の明確化（柱１）

柱１ 食の安全性の確保

基本施策１： 「食品等事業者による自主衛生管理の推進」

- ① HACCPに沿った衛生管理の推進
- ② 多様化する食品の提供形態に応じた柔軟な取組
- ③ 自主的な衛生管理を基本とした給食対策
- ④ 食物アレルギー対策の推進
- ⑤ 食品等事業者の表彰

基本施策２： 「生産から販売、消費に至るまでの安全対策」

- ⑥ 監視指導及び抜き取り検査の実施
- ⑦ カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策
- ⑧ 生産者に対する農薬の適正使用の指導や抜き取り検査の実施
- ⑨ 家畜衛生防疫対策の普及
- ⑩ 地下水質の保全の推進
- ⑪ 水源から蛇口までの水質管理の強化
- ⑫ 中央卸売市場における監視指導及び自主衛生管理の推進
- ⑬ 適切な食品表示の推進
- ⑭ 健康食品の安全性確保

基本施策３： 「緊急時を想定した対策」

- ⑮ 健康危機管理体制の整備
- ⑯ 関係機関との連携強化

子ども若者
はぐぐみ局

教育委員会

産業観光局

環境政策局

上下水道局

文化市民局

3 4

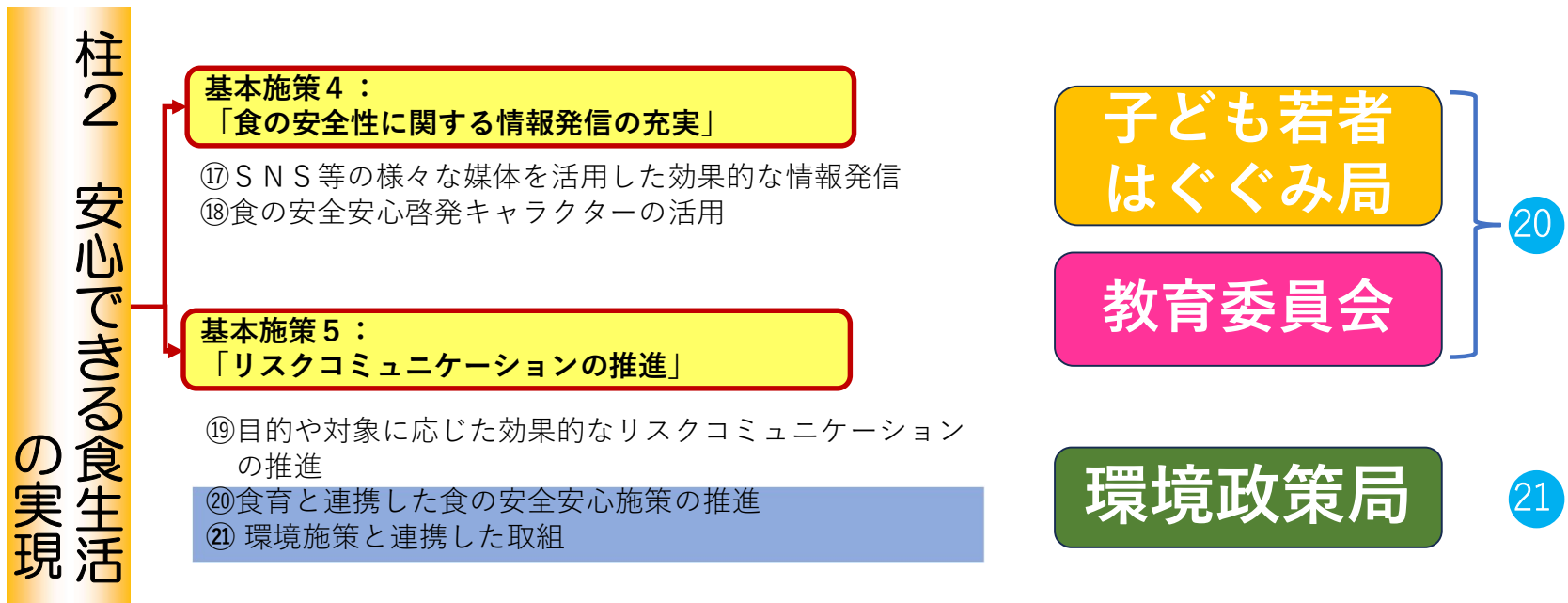
8 9 12

10

11

13

保健福祉局単独施策と連携施策の明確化（柱2）



新たな個別施策の追加

食を取り巻く社会情勢の変化に伴う課題から以下の施策を追加

★外国人従業員への衛生指導に係る効果的な取組

近年、外国人従業員の増加に伴い、食品関連施設においても雇用が増加しており、従業員への効果的な衛生指導が必要

★観光客を対象とした食中毒予防啓発

近年増加している観光客を対象に食中毒予防対策が必要

★若年層へのカンピロバクターをはじめとした食中毒予防啓発

食中毒の発生において特にカンピロバクターは若年層での発生が多いことから、より効果的な予防啓発が必要

外国人従業員への衛生指導に係る効果的な取組

●外国人労働者数（人）

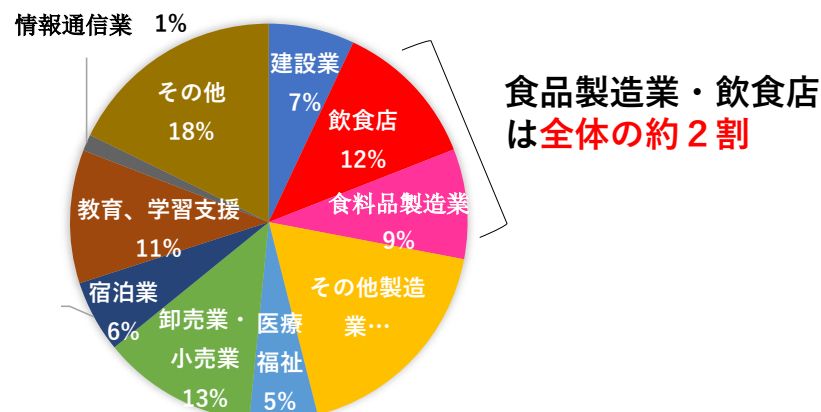
（R6年10月時点）

年度	R4	R5	R6
労働者数（全国）	1,822,725	2,048,675 12.4%増	2,302,587 12.4%増
労働者数（京都）	23,218	28,506 22.8%増	34,786 22.0%増

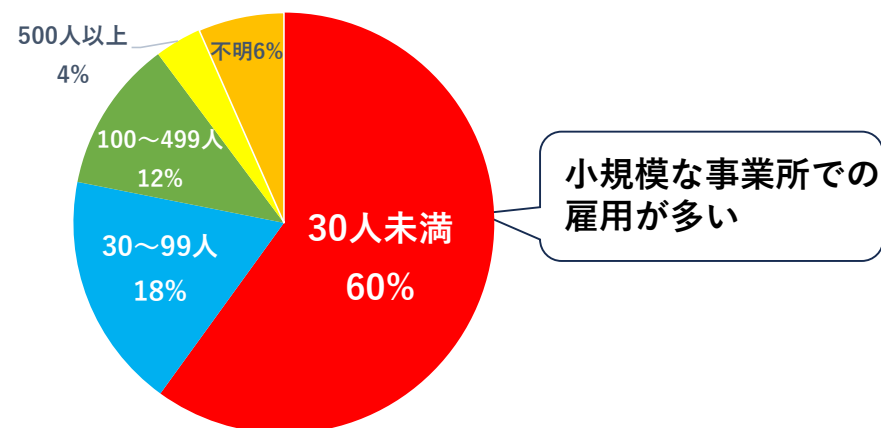
外国人労働者数は
近年増加傾向

（京都府下の外国人労働者数は全国の1.5%）

【産業別外国人労働者数（京都府）】※R6年10月



【事業所規模別・外国人雇用事業所（京都府）】※R6年10月



★外国人従業員との衛生意識の違いについて対応が必要★

観光客を対象とした食中毒予防啓発

●京都市の人口

年度	R1	R5	R6
人口	147	144	143

単位：万人

人口 ⇒ 減少傾向
観光客 ⇒ 増加傾向

●京都市観光客統計

【観光客数】

観光客数は、過去最高の平成27年と概ね同水準
外国人観光客数は過去最高を更新

年度	R1	R5	R6
観光客数	5,352	5,028	5,606
外国人観光客数 ※再掲	886	709	1,088

単位：万人

【宿泊客数】

宿泊客数及び外国人宿泊客数は、過去最高を更新

年度	R1	R5	R6
宿泊客数	1,317	1,475	1,630
外国人宿泊客数 ※再掲	380	536	821

単位：万人

★観光客への食中毒予防啓発に係る情報発信が必要★

若年層へのカンピロバクターをはじめとした食中毒予防啓発

【食中毒発生状況】

年度	事件数 (患者数)	病因物質上位3項目（事件数、患者数）		
令和6年度	16件 (232人)	ノロウイルス 6件（167人）	カンピロバクター 5件（25人）	寄生虫 3件（3人）
令和5年度	10件 (166人)	ノロウイルス 4件（85人）	カンピロバクター 4件（79人）	寄生虫 2件（2人）
令和4年度	5件 (36人)	寄生虫 2件（7人）	植物性自然毒 1件（12人）	腸管出血性大腸菌 1件（10人）

●ノロウイルス

原因：主に調理従事者の手指から盛り付け時に食品を汚染

対策：調理従事者の健康管理、手洗い励行

●アニサキス

原因：アニサキスが寄生している刺身の提供

対策：加工での目視除去、冷凍処理

●カンピロバクター

原因：加熱不十分な鶏肉（鶏刺し、タタキ）の提供

対策：十分に加熱して提供

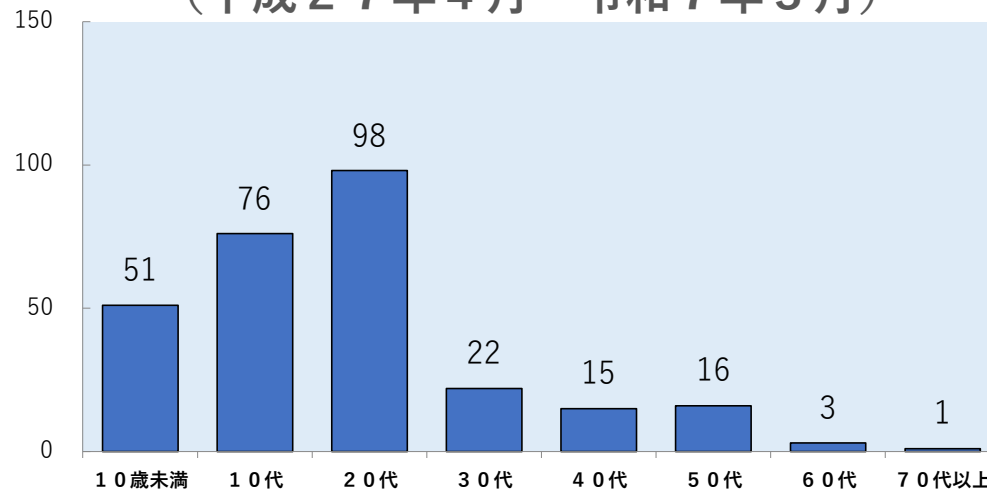
**法的な強制力は
なく指導に限界**

自主衛生管理の向上により
改善が見込まれる

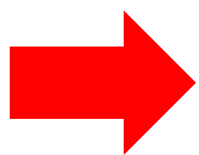
消費者のリスク
回避が重要

若年層へのカンピロバクターをはじめとした食中毒予防啓発

京都市カンピロバクター食中毒年齢別患者数
(平成27年4月～令和7年3月)



患者の年齢層別では
20代以下が多い
(全体の79.8%)



安全な食生活を送るために必要な衛生知識を
早い段階（小中学生）で身につけることが重要

食を取り巻く社会情勢の変化（その他）

●ネット通販など広域流通食品の増加

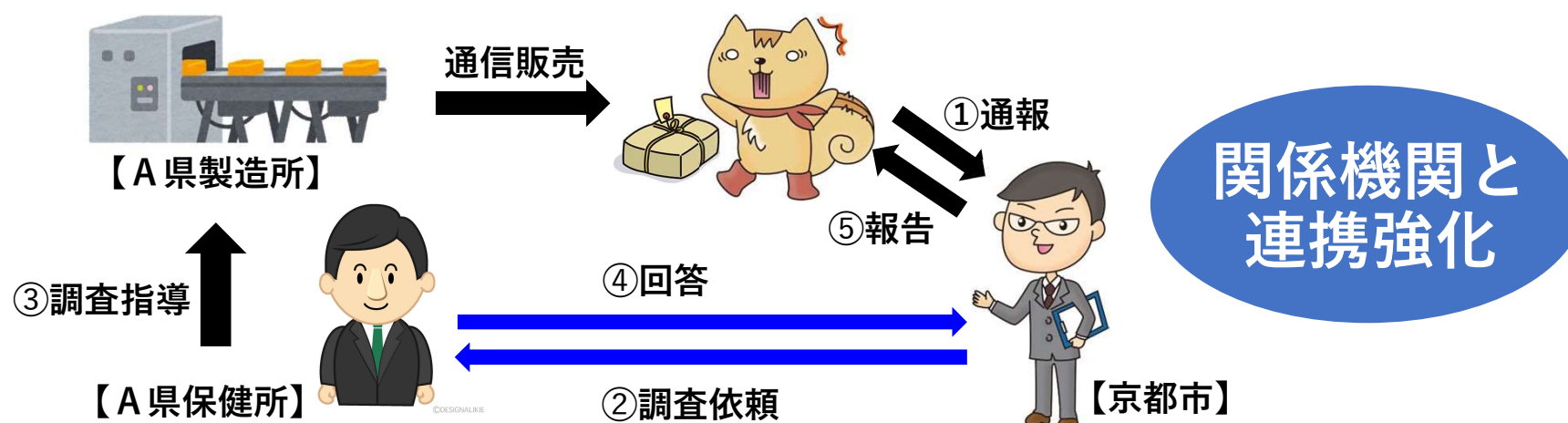
【消費者が抱える問題】

- ・ 鮮度や品質の確認ができない
- ・ 不適切なネット表示情報
- ・ トラブル時の対応が不透明

【事業者が抱える問題】

- ・ 配送中の温度管理
- ・ クレーム・返品対応の負担

★消費者から違反不良食品の通報があれば保健所は製造所等を調査指導



個別施策の設定（まとめ）

- 第3期推進計画の個別施策で関係部局等の施策と区別し、保健福祉局の施策を**明確にする**
- 食を取り巻く社会情勢の変化や本市が抱える課題を踏まえ、新たに3つの個別施策を追加
 - ★外国人従業員への衛生指導に係る効果的な取組
 - ★観光客を対象とした食中毒予防啓発
 - ★若年層へのカンピロバクターをはじめとした食中毒予防啓発



「第4期京都市食の安全安心推進計画」体系(案)

目指す姿

食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち

施策の柱

柱1
食の安全性の確保

柱2
安心できる食生活の実現

基本施策・個別施策

保健福祉局単独施策に絞り込み、関係機関の施策は市全体像で示す

基本施策1：
「食品等事業者による自主衛生管理の推進」

- ① HACCPに沿った衛生管理の推進
- ② 多様化する食品の提供形態に応じた柔軟な取組
- ③ 外国人従業員への衛生指導に係る効果的な取組【新規】

基本施策2：
「生産から販売、消費に至るまでの安全対策」

- ④ 監視指導及び抜き取り検査の実施
- ⑤ カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策
- ⑥ 健康食品の安全性確保

基本施策3：
「緊急時を想定した対策」

- ⑦ 健康危機管理体制の整備
- ⑧ 関係機関との連携強化

基本施策4：
「食の安全性に関する情報発信の充実」

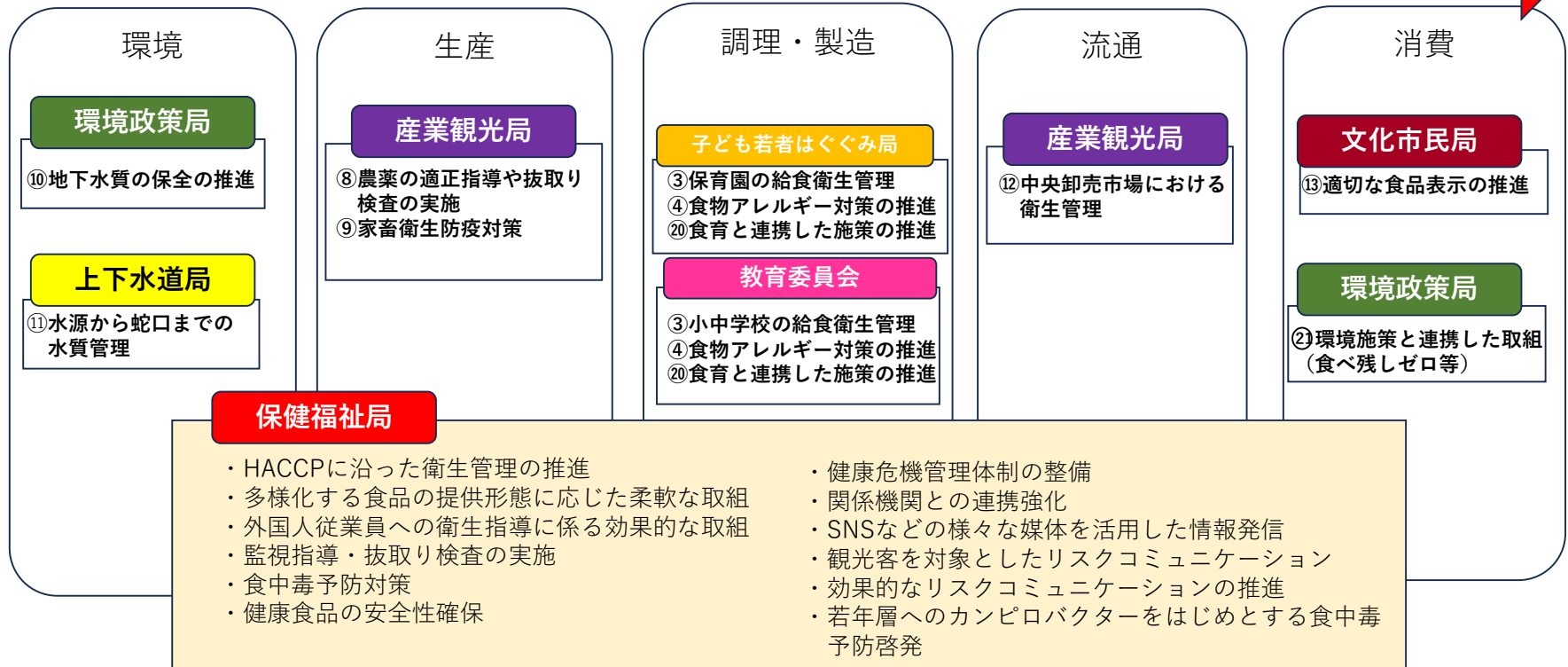
- ⑨ SNS等の様々な媒体を活用した効果的な情報発信
- ⑩ 観光客を対象とした食中毒予防の啓発【新規】

基本施策5：
「リスクコミュニケーションの推進」

- ⑪ 目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進
- ⑫ 若年層へのカンピロバクターをはじめとする食中毒予防啓発【新規】

京都市の食の安全安心に関する取組み

生産から消費までの各段階で食の安全性を確保



関係機関と連携する施策は、京都市の食の安全安心に関する取組みとして図式化

個別施策及び指標の設定方法

●個別施策

第3期推進計画の施策から

- ・関係部局等の施策と区別し、保健福祉局の施策を明確化
- ・食を取り巻く社会情勢の変化に対応する新たな施策の追加

●指標

第4期推進計画の進捗状況を把握するために、必要な指標及び目標値を検討する

指標の設定

指標：個別施策の取組を総合的に評価する目安

柱1：食の安全性の確保（第3期計画）

施策の柱1 食の安全性の確保				
指 標		目 標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
健康被害の防止				
重篤又は大規模食中毒発生件数	重篤(重体又は死亡に至る健康被害)又は大規模(患者数50人以上)食中毒の発生件数をゼロにする。	0件	2件	
食中毒発生件数	食中毒の発生を減少させる。	10件以下	13件	
安全な食品の流通				
抜き取り検査での違反件数(市内製造食品)	市内で製造される食品の違反を減少させる。	0件	2件	
自主回収着手の届出件数		10件以下	20件	
自主衛生管理の推進				
HACCPに沿った衛生管理の定着率	HACCPに沿った衛生管理を定着させる。	100%	—	

柱2：安心できる食生活の実現（第3期計画）

施策の柱2 安心できる食生活の実現			
指 標	目 標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
食の安全安心に関する理解の促進			
情報発信回数	多様な媒体で食の安全安心に関する情報を発信し、正しい情報を気軽に入手できる環境を整備する。	60回以上	38回
食の安全安心情報の受け手の人数	講習会やイベントの参加者、ホームページやSNSの閲覧者等、食の安全安心情報の受け手の人数の増加を図る。	10万人以上	11,966人 (講習会・イベント) 参加人数
市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度	参加者の理解度を把握して、実施内容等を継続的に見直し、参加者の理解の促進を図る。	100%	—

指標の設定

指標：個別施策の取組を総合的に評価する目安

柱1：食の安全性の確保

施策の柱1 食の安全性の確保			
指 標	目 標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
健康被害の防止			
重篤又は大規模食中毒発生件数	重篤(重体又は死亡に至る健康被害)又は大規模(患者数50人以上)食中毒の発生件数をゼロにする。	0件	2件
食中毒発生件数	食中毒の発生を減少させる。	10件以下	13件
安全な食品の流通			
抜き取り検査での違反件数(市内製造食品)	市内で製造される食品の違反を減少させる。	0件	2件
自主回収着手の届出件数		10件以下	20件
自主衛生管理の推進			
HACCPに沿った衛生管理の定着率	HACCPに沿った衛生管理を定着させる。	100%	—

柱2：安心できる食生活の実現

施策の柱2 安心できる食生活の実現			
指 標	目 標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
食の安全安心に関する理解の促進			
情報発信回数	多様な媒体で食の安全安心に関する情報を発信し、正しい情報を気軽に入手できる環境を整備する。	60回以上	38回
食の安全安心情報の受け手の人数	講習会やイベントの参加者、ホームページやSNSの閲覧者等、食の安全安心情報の受け手の人数の増加を図る。	10万人以上	11,966人 (講習会・イベント)
市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度	参加者の理解度を把握して、実施内容等を継続的に見直し、参加者の理解の促進を図る。	100%	—

柱 1：実施状況の評価及び課題の検討①

指標：重篤又は大規模食中毒発生件数

目標：重篤（重体又は死亡に至る健康被害）又は大規模（患者数50人以上）食中毒の発生件数をゼロにする。

目標値/年	平均値 (H27～R6)	実施状況/評価				
0件	1件		R3	R4	R5	R6
		重篤	0件	0件	0件	0件
		大規模	1件	0件	1件	1件

評価：患者50人を超えるような大規模食中毒の発生はあるが、重体又は死亡に至るような重篤な食中毒は発生していない。

⇒ **健康危害の中でも特に看過できないことから、指標として継続**

柱 1：実施状況の評価及び課題の検討②

指標：食中毒発生件数

目標：食中毒の発生を減少させる。

目標値/年	平均値 (H27～R6)	実施状況/評価			
10件以下	11件※	R3	R4	R5	R6
		4件	5件	10件	16件

※コロナ禍のR1年～R4を除いた場合13件

評価：新型コロナウイルス感染症が5類感染症移行後、増加に転じている。

⇒ **指標として継続する**

柱 1：実施状況の評価及び課題の検討③

指標：違反食品における回収命令件数（市内製造食品）

目標：市内で製造される食品の違反を減少させる。

目標値/年	平均値 (H27～R6)	実施状況/評価			
0件以下	0件	R3	R4	R5	R6
		0件	0件	0件	0件

収去検査で違反が判明したものだけではなく、他自治体で発見された市内製造の違反食品に対象を拡大し、**回収命令等の行政処分を伴う事案の件数を指標とする。**

柱 1：実施状況の評価及び課題の検討④

指標：自主回収着手の届出件数

目標：市内で製造される食品の違反を減少させる。

目標値/年	平均値 (H3～R6)	実施状況/評価			
10件以下	28件	R3	R4	R5	R6
		19件	26件	32件	35件

評価：自主回収の届出が制度化され件数が増加しているが、多くの届出理由は誤表示等の軽微なものであった。

⇒ 軽微な違反も含め届出する風土が醸成されており、重大な違反については回収命令を行うことから今後の指標は「検討③」の違反件数に統合

柱 1：実施状況の評価及び課題の検討⑤

指標：HACCPに沿った衛生管理の定着率

目標：HACCPに沿った衛生管理を定着させる。

目標値/年	平均値 (R3～R6)	実施状況/評価			
100%	80.4	R3	R4	R5	R6
		59.5%	66.3%	95.9%	99.9%

評価：HACCPに沿った衛生管理の制度化（令和 2 年 6 月 1 日施行。令和 3 年 6 月 1 日に経過措置終了）後、着実に定着が進んでおり概ね達成。
今後も引き続き指導を行うことで定着される。

⇒個別施策として継続し、指標からは削除

指標の見直し案（柱1）

施策の柱1 食の安全性の確保			
指標	目標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
健康被害の防止			
重篤又は大規模食中毒発生件数	重篤(重体又は死亡に至る健康被害)又は大規模(患者数50人以上)食中毒の発生件数をゼロにする。	0件	2件
食中毒発生件数	食中毒の発生を減少させる。	10件以下	13件
安全な食品の流通			
抜き取り検査での違反件数(市内製造食品)	市内で製造される食品の違反を減少させる。	0件	2件
自主回収着手の届出件数		10件以下	20件
自主衛生管理の推進			
HACCPに沿った衛生管理の定着率	HACCPに沿った衛生管理を定着させる。	100%	—

柱1 食の安全性の確保

・健康被害の防止

【重篤又は大規模食中毒発生件数】

【食中毒発生件数】

・安全な食品の流通

【市内製造品に対する違反件数
(行政処分を伴うものに限る)】

指標の設定

指標：個別施策の取組を総合的に評価する目安

柱1：食の安全性の確保

施策の柱 1 食の安全性の確保				
指 標		目 標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
健康被害の防止				
重篤又は大規模食中毒発生件数		重篤(重体又は死亡に至る健康被害)又は大規模(患者数50人以上)食中毒の発生件数をゼロにする。	0件	2件
食中毒発生件数		食中毒の発生を減少させる。	10件以下	13件
安全な食品の流通				
抜取り検査での違反件数(市内製造食品)		市内で製造される食品の違反を減少させる。	0件	2件
自主回収着手の届出件数			10件以下	20件
自主衛生管理の推進				
HACCPに沿った衛生管理の定着率		HACCPに沿った衛生管理を定着させる。	100%	—

柱2：安心できる食生活の実現

施策の柱2 安心できる食生活の実現			
指標	目標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
食の安全安心に関する理解の促進			
情報発信回数	多様な媒体で食の安全安心に関する情報を発信し、正しい情報を気軽に入手できる環境を整備する。	60回以上	38回
食の安全安心情報の受け手の人数	講習会やイベントの参加者、ホームページやSNSの閲覧者等、食の安全安心情報の受け手の人数の増加を図る。	10万人以上	11,966人 (講習会・イベント) 参加人数
市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度	参加者の理解度を把握して、実施内容等を継続的に見直し、参加者の理解の促進を図る。	100%	—

柱 2：実施状況の評価及び課題の検討①

指標：情報発信回数

目標：多様な媒体で食の安全安心に関する情報を発信し、
正しい情報を気軽に入手できる環境を整備する。

目標値/年	平均値 (H27～R6)	実施状況/評価			
60回以上	53回	R3	R4	R5	R6
		60回	66回	61回	61回

評価：情報発信回数は毎年目標値を達成

⇒指標として継続する

柱 2：実施状況の評価及び課題の検討②

指標：食の安全安心情報の受け手人数

目標：講習会やイベントの参加者、ホームページやSNSの閲覧者等、食の安全安心情報の受け手の人数の増加を図る。

目標値/年	平均値 (R3～R6)	実施状況/評価			
		R3	R4	R5	R6
10万人以上	105,135人	84,731人	93,399人	118,700人	123,710人

評価：目標値は達成している

⇒ **指標として継続する**

柱 2：実施状況の評価及び課題の検討③

指標：市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度

目標：参加者の理解度を把握して、実施内容等を継続的に見直し、
参加者の理解の促進を図る。

目標値/年	平均値 (R3～R6)	実施状況/評価			
100%	99.9%	R3	R4	R5	R6
		100%	100%	99.4%	100%

評価：参加者の理解度は一定得られている

⇒ **指標として継続する**

指標の見直し案（柱2）

施策の柱2 安心できる食生活の実現			
指 標	目 標	目標値/年	平均値 (H22～R1)
食の安全安心に関する理解の促進			
情報発信回数	多様な媒体で食の安全安心に関する情報を発信し、正しい情報を気軽に入手できる環境を整備する。	60回以上	38回
食の安全安心情報の受け手の人数	講習会やイベントの参加者、ホームページやSNSの閲覧者等、食の安全安心情報の受け手の人数の増加を図る。	10万人以上	11,966人 (講習会、イベント 参加人数)
市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度	参加者の理解度を把握して、実施内容等を継続的に見直し、参加者の理解の促進を図る。	100%	—

柱2 安心できる食生活の実現
・食の安全安心に関する理解の促進

【情報発信回数】

【情報の受け手の人数】

【市民向けリスクコミュニケーション参加者の理解度】

※上記は若年層へのカンピロバクター食中毒の教育実施を含めた指標とする